

【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑨

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月8日（日）10：00～12：00

場所：砂防会館

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

質疑応答

参加者：本日も説明会の中に国側の説明を伺いましたら、疑問点はありますので、これからちょっとふたつほど質問をいたします。

まず質問にあたり、中間貯蔵施設の必要性は十分理解しました。ただ、この中間貯蔵施設の名前がだいぶ相当前に出ている段階で今になってこの説明会が付けて足したような形になるということにやっぱり、私はやっぱり不自然に思います。というのは、この説明会の位置付けと説明会に行く前に、少し無理があったのは否めないような気がいたします。というのは、こういうことをやって、と言ったら失礼ですけど、町も県も町民をもって、町民をもっと前面に出して説明会をやるより、町民に対して、以前にもう少し町も県も設定があったほうが良かったのかなと思います。

例えば、候補地と候補地以外の町民に、もう少し中間的に町と県が説明をするとか、県の専門家会議の情報も少なすぎますけども、それは県内のなんで少ないと私たちが困るかと言うと、県内の除染の遅れているのは、候補地の選定が進まないからって言う、県候補地以外の県民の方の意見も結構耳に入ります。これで除染とか、いろいろもろもろの仮置き場が進んでいないと言うと、中間貯蔵施設の候補地になっている地主さんとか、その町民の方々が、判断が困っちゃいますよね。そういう現状を与えたというのは、やっぱりこ

それは私たち町民じゃなくて、その説明をする側に責任があったような気がいたします。遅ればせながらも説明会開いていただいたことには、それなりに理解はあります。

質問1に入ります。中間貯蔵施設の候補地と、候補地以外の住居していた人口の比率を基に判断をすると。候補地だけの補償だけを考えればいいようなという、この質問は何回かお聞きしていると思うんですけど、大熊町全体の復興を考えた場合、大熊町を国道で仕切るっていうことは、大熊町の復興の妨げにはならないかと。ただ、復興、復興という言葉だけが走って行って、独り歩きだけしていないのかということですね、復興ということが。復興っていう大前提は大熊町民がどこにひとつになって住居を求めるかということですね。私思うのに、以前は「ふたばはひとつ」というキャッチフレーズがありましたけど、今こそこの「ふたばはひとつ」という言葉を再確認するべきだと思います。

現在の中間貯蔵施設の問題を分析すると、施設の搬入のスケジュールだけが独り歩きしていて、大熊町民の、双葉町の方もいるんですけども、私、大熊町民ですから一応、言葉足らずでこれで表現していただきたいと思うんですけど、大熊町民の復興が置き去りにされていると思います。現在の状況は荷車に例えると、右側の車輪、中間貯蔵のスケジュールばかりが回転していて、左側の車輪、大熊町と双葉町の復興ってというのが止まっています。それでは車は前には進まないと思うんです、同じスピードでいかないと。

また、復興庁としては除染して住まれるようになったらいろいろな予算を、と考えているようですが、まずこの始まりは、大熊町町民と双葉町の町民がいつどこに住居を置くことができるか。まずそれが大事です。いろいろ予算とか交付金とか考えているようですが、それは利権に絡むだけであって、その復興の予算を使う受け皿、町民がどこに住んでいると決まっていなかったら、予算を組んでもただただ違うところに町民、避難じゃなくて、違うところにお金が投げるだけと私は思います。これで、これがまず1のほうからご意見を伺いたいと思います。

で、質問2です。中間貯蔵地の跡地の再利用。これ、30年後、再利用できるかという疑問。今現在どういう状況で、中間貯蔵っていう表現で、疑問点が多いのに、30年後に地下に貯蔵した、いろいろな汚染された物質を掘り起こして、搬入とする、搬出する、搬入出、搬出するということは技術的に可能なのか。それは一般的に負の部分に予算とか人的とか技術的なものがついていけるかという疑問です。私、個人的な意見としては、批判を買おうと思いますが、中間貯蔵という表現は、町民を前さばきで片付けるような気がいたします。東京では「おもてなし」という表現が今、流行ですけど、私たち大熊町民と双葉町民には思いやりという言葉がやはり私は必要だと思ってます。これ、2番目にご意見を伺います。

私、最後に言いますけども、これは質問ではないかもしれないですけども、私も説明会に来るのは今日3回目です。第1回の説明会で質問した内容は説明会の回数が少ないのではないかと、という質問をしました。説明会が増えることはないと思ったので、私のほうから説明会会場に行く回数を増やせれば、説明会の回数が増えたらうってというような状況に自分にはなるんじゃないかと思って、3回来ました。

一番大事なのは、視点を、見る目を変えるということです。国が1回きりのことだからということじゃなくて、着眼点を変えるということです。それとやっぱり想像力ですね。その想像力を養うのが現場に行くことです。私、今私の前にいる方で、大熊町と双葉町に行かない人はいないと思いますが、どうですか？ 被災された現場に。

それ以上は質問になりますからあれですけど、またきのう、私個人的なことですが、うちの家族、長男と次女を連れてきました。というのは、今私たち、大熊町と双葉町町民が中間貯蔵施設の問題で国側と真剣に話し合いをしているという事実を、家族的な問題ですけど、自分の次の世代の脳裡に焼き付けておきたかったからです。こういうようなふたつの質問にお答えいただいて、あと個人的なことは私の意見ですから、長時間ありがとうございました。

環境省：ご質問・ご意見ありがとうございました。まず着眼点を養うためにも、現場をもっと歩くべきだとおっしゃる、ごもっともなお話でございます。私自身は中間貯蔵施設の担当をしておりますので調査も、先ほどボーリング調査をいたしましたとか、環境調査をいたしましたと言っていますが、私自身は足しげく現場を歩いたつもりでございます。ただ、地元の皆さまに比べますと、回数が少ない。これは申し訳ないと思いますが、私自身は歩いて、着眼点を養っておるつもりでございますが、まだまだ未熟な点もございますので、視点をえろだとか、あるいは現場を見て着眼点を見つけると、本当にありがたいお話だと思います。感謝申し上げたいと思います。

ご質問のほうなんですけど、ひとつは国道6号で中間貯蔵施設、国道6号の北側、先ほど申しましたように境で、南が熊川で仕切っていると、そういうことではなくて、もっと一体的に考えるべきではないかというお話でございまして、これは昨日もいろいろ同様なご意見いただいておりますが、まず施設自体から申しますと、どこかでは境界を作らないといけない。これはなんとかご理解いただきたいと思います。やはり施設も管理、あるいはいろんな施設の配置を考えます上で、どこかでは施設自体、これは中間貯蔵に限りませんで、いろんな事業をやる時に同じだと思っておりますけど、この施設はどこかでは区切らないと、というのをなんとかご理解いただきたいと思います。

その次のステップ、1問目の質問のときのご指摘でございますが、もしそうであるならば、やはり町全体の間貯蔵は中間貯蔵、その他の地域はその他の地域とするのではなくて、町全体の将来の姿をやはり考えるもの非常に重要じゃないかというご指摘であったと思います。これは私もやはり、町の将来どうなのかと、町の姿はどうなるのかというようなこともございます。これは町によって事情が異なると思いますので、一概には私は言えないと思いますけども、おっしゃる通りでしてやはり、また双葉、ひとつ行くところがあったじゃないかということも今ご指摘いただきまして、そういうことも一体的に考えるときには、これ当たり前だと思っております。本当に利権に絡むとかそういう話ありましたけど、われわれやはり会計検査とかしっかりついておりますし、やはり当然、県さんも町さんも、監査とか会計検査がございますので、そういうことはやはりしっかりおこなっていく必要があると思っております。

ふたつ目のご質問で、県外ということで30年後の跡地利用という話が先ほどいたしました。例えば搬出、技術的な面はどんな面があるのかと。あるいはおっしゃいました負の部分に、そういう予算とか人的資金をどういうふうに入投していくのかと、非常に技術的、あるいは社会的にも困難な面、あるいは人材的にも困難な面はあろうかというふうに思っております。しかしながら、やはりなんとか30年かかって技術開発、あるいは放射能の自然減衰というようなものも、あるいはどうやってやったら有効利用できるのか、できないのかということもありますので、それは大変申し訳ないですが、現段階では30年かかって一生懸命考えていきますというお話しができないのはなんとかご理解いただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、先ほど、ご家族連れてこられて、こういうやり取りと申しますが、会議で、皆さま方、国のほうと直接お話ししているというのをご家族の方、なるべく子孫の方に残しておきたいということは、私にも家族ございますが、やはり同じ考えてあります。本当に貴重なご質問とご意見ありがとうございました。

復興庁：復興庁でございます。ありがとうございます。ひとつは町全体の復興ということでございまして、これにつきましては双葉町さん、大熊町さん、両方の町さんにご相談しながら、町の全体の復興についてはいろいろ議論して進めていくということはしたいと思っております。それで、そのときに、例えば大熊町さん、大熊町さんであれば、昨年、大熊町さんは町のビジョンを出されて、そういう意味では段階的に復興していくというふうなお考えを町としてはお示しになられたという状況でございます。国も一緒になって、全面的に協力しながら議論させていただきましたし、その実現に向けての、道具立てと言います

か、交付金というものも組みまして、そういう道具立てもそろえて活用していきたいと思っております。そこはまたこれからも町と一緒に頑張って議論して、復興できるような形で進めていきたいというふうに思っております。

それからもうひとつは、住民の方はいつどこに住まわれるのかという面についてでございますけれども、これは非常に悩ましい問題だと思っております。今われわれのほうでも実は、皆さんご承知だと思いますが、住民の意向調査というか、アンケート調査を何度かさせていただいているところでございます。その状況を見ても、いろいろなお考えの方がいらっしゃいまして、大熊町、双葉町に戻りたいというふうにおっしゃる方もいらっしゃれば、もう戻ることは諦めたというご回答である方もいらっしゃいますし、それからまだその判断もいろいろ、当然、いろいろな不確実な状況がありますので、まだ迷っているという、さまざまな方がいらっしゃいます。そのときにも、どこに住んでいくということを考えるかということについても、こんな状況の中で避難先が非常にばらけた形で避難しているという実態も反映してだと思っておりますけれども、どこに住んでいこうと考え方もそれぞれさまざま、いろいろな場所で住んでいくと、そういうような結果でございます。

そういう状況を踏まえまして、じゃあわれわれとしては何をしていくのかというところでございますけれども、そういう意味では、いろいろな考え方の中で、それぞれの方に対してどう支援していくのかということ、考えなければならないということでございます。そういう意味では住居なんかも、もう移住を決められた方に関しましては、昨年も12月に原子力損害賠償紛争審査会のほうで住居確保損害という新しい賠償の仕組みもできまして、これは7月から損害賠償が始まるということになっております。そういう賠償なんかも活用しながら、それぞれの生活再建に向けて助けになるような形で進めていければなというふうに思っております。以上です。

参加者：ここでひとつ、ふたつほどあるんですが、まずひとつなんですが、双葉町が昨年の、今年の3月の定例議会におきまして町長さんが、国が帰還時期を示さない場合、中間貯蔵の説明会には応じないという答弁を議会ですべてしております。ということは、環境省さんではこの時期は示されたということで今回の説明会を開催しているということで理解してよろしいでしょうか。

あと、もうひとつですけれども、私最近、5日ぐらいの間に、地区住民の方に電話で今、復興庁の方が言われましたけれども、いろいろなまず、中間貯蔵の建設の問題、それとあと双葉に戻るか戻らないか。このふたつの問題を電話で確認いたしました。だいたい25名に電話で確認いたしました。そうしますと、戻らないと答えた人、戻れないという人が24名で

した。戻りたいというのは1名なんです。その条件として戻る条件としては、今、建設、中間貯蔵の候補地以外の地域ですね。私たちの地域は候補地から隣接地にあります。距離として約1キロ圏内ですね。たとえ戻れるようになって生活ができないという心配が、住民の方たちには大きくありました。

ですから、できれば住民の皆さんの意見としては、候補地以外の土地を同等に扱ってくれるのか、それが一番の心配です。そういう声が多かったです。あと、中間貯蔵の建設に関しては、反対している人は1名なんです。24名の方は、仕方ないだろうという積極的な賛成ではないんですが、仕方ないだろうという考えで、受けざるを得ないだろうという声がありました。このふたつについて質問を終わります。

復興庁：ありがとうございます。まず地区住民の方々に電話でお聞きいただいたということで、われわれもアンケート調査でやっているものですから、それと全町民世帯の方にお配りしているということなんで、おそらくいろいろ、結果は違ってくると思います。その中で、新山行政区の住民の方ということなので、非常に今の中間貯蔵の候補地から近く、そして第一原発からも近い場所ということもあるのかと思いますので、かなり状況としてはやっぱり戻るということを諦めるという方がかなり大多数、25名中24名という状況だとまず理解しております。

その中でもどういうふうに、復興を進めていくかということにつきまして、戻る方、そういう意味では双葉町さんの中でも、大熊町も含めてですが、もちろんいろんな場所があるということなんで、この中間貯蔵の距離からいろんな場所があるということなんで、町全体としてはどういうふうに復興していくかということは、われわれ考えなければいけないというふうには考えてございます。

そういう意味で、その町全体のところということ、ほかのところの地区でも戻りたいとおっしゃる方がどれぐらいかということも見極めながら、全体の復興の議論を町と共に進めていくということがひとつあるのかなと思ってございます。

それで、それからそういう計画する中において、町の将来像というのをどう考えていくのかという部分ですけれども、先ほど町のほうともいろいろ議論をしながら、と申しあげましたけれども、そのほかにも国といたしまして、例えば町全体の、地域全体の産業の在り方、産業再生の在り方とかということも今、研究会を置いて進めてございます。そういう研究成果を踏まえながら、町の復興というものを支えていきたいというふうに考えています。

環境省：今、ご質問があったふたつの質問の中で外側の地域はどうかというお話。これは実は、昨日もかなりそういうご質問が出ておりました。中間貯蔵は中間貯蔵でその敷地、用地、手当てしたいと思っておりますが、そのほかの地域は例えば、もっと広く取れないのかとか、あるいは行政区を分断するようなことは駄目だというようなことも、今までの説明会で出ております。

ただ、中間貯蔵施設の土地に関しましては、どこかでは敷地を仕切らないといけないので、その中間貯蔵としての土地の手当ては、この地図の中でさせていただきたいと。外側につきましては、われわれ、中間貯蔵の中では手当てははっきり言ってできないということでございます。じゃあ、その次どうするのかということでございますが、例えば、まちづくりの中でどう考えていくのかというような復興庁が説明、今したようなことをあらためて繰り返さざるを得ないと思っております。

繰り返しますが、やはり中間貯蔵としての用地につきましてはある一定の線引きの中で対応させていただくこととございますので、その外側につきましては今回、中間貯蔵としての用地の対象にはならないということで、その次に外側はどうするかという話は、先ほど言いましたようにまちづくりとどう関係していくかということでございますので、その辺りもいろんな各方面と相談しながら進めていくことになるということで、おそらくこれ以上の、なかなか回答は難しいというふうに思っております。

環境省：帰還困難区域の見通しということでございますけれども、その前提となります線量の見通しについては、双葉町等でモデル事業を実施させていただいております。その結果については速報という形で町のほうにはご説明をさせていただいているところでございます。こちらについては、皆さまにも公表させていただきたいと考えているところです。帰還困難区域そのものの見通しではございませんけれど、それにつながるモデル事業の線量の見通しということで、提示させていただいたということでございます。

参加者：すみません。2番目の質問にはだいたい、だいたいですがけれども、お答えいただいて、1番目の答えはどうなんでしょうか。

環境省：はい。私、除染の担当をしておりますけれども、まず帰還するということについて言います。まず線量はどうなったかという話がございまして、それについては今、線量について、今の、線量の見通しに必要なモデル事業を今、させていただいておりますので、それについては。

参加者：帰還時期を明確にしなければ、中間貯蔵の説明会は受け入れないということで、私はこれ、新聞記事で読んだんですが、議会の答弁ですね。ということは、逆に言うと、帰還時期を国のほうでは明確にしたから、こういう説明会が開かれたのかということで理解してよろしいでしょうか、と言っているんです。

環境省：今のご質問なんですけど、何年後に。今のご質問ですが、帰還時期、何年後かということを示さないと説明会は、というお話だったと思いますが、それは新聞報道ではそうなっておったと思いますけども、帰還時期はいつということというよりも、ではなくて、例えばいつごろ安全に、例えば線量とともに比較して、いつごろになれば環境が整うのかということで、われわれからしても問いかけがあったと理解しております。

何年何月というのではなくて、どういう条件になったら、いつになったら安全にということ、いつになったらという意味は、年月というよりも、どういう状況が整ったらということだと認識しております、それにつきましては今言いましたモデル事業を実施しております、それで下がったと。それから、今後の空間線量率の見通しについては一層吟味をして、計算をして、線量率、あるいはさまざまな施策とともに帰還はいつ、というのを示していくという意味に私ども理解しております、何月何日というよりも、どういう条件になったら、いつ帰還できるんですかという趣旨だったと理解しております、私ども繰り返しますが、例えばモデル事業の結果ですとか、あるいはインフラの整備状況ですとか、それでこういう条件になった帰還の見通し、進めていくということで認識をしまして、そのように回答させていただいたところでございます。

参加者：ちょっと納得がいかないんですけども。

参加者：今回は中間貯蔵施設の説明会と聞いて来ましたが、なんか大熊町のほうではたくさんのお話をしているようで、いろいろ段階的に進んでいるようですが、双葉町では今までまったく説明を聞いておりませんので、私は今日、この資料を見まして、なぜまず双葉町、大熊町に中間貯蔵施設ができるのか、それがまったく説明が入っていないので、それをまず聞きたいことがひとつ。

それと、あ、まずひとつ。まず双葉に造らなければいけないか。一番被害者である私たちがなぜここに中間貯蔵施設を造るということの説明をされなくちゃいけないのか。まずはボーリングの調査をするということだけのことであって、結局、この中を見ると、福島県知事が町に対して丁寧な説明をしている経緯とか、私たちにはこれはまったく関係ないことで、知る由もないし、どんな説明をしているのかもまったく分かりませんし、今日の

説明の中では私、これを見るだけで皆さんが説明した意味まったく分かりません。これは専門家の方たちがすることであって、簡単に数字で焼却灰は10万ベクレルとか、素人では恐ろしい数字です。その説明もない。燃やして本当に大丈夫なのかも分からない。ただここに造りますよ。なぜ造ることになったのか、なぜ双葉町と大熊町にしなければいけないのか。ちゃんと説明してくれなければ絶対賛成はあり得ないと思います。

環境省：ありがとうございます。大熊町さんでは今仰ったような協議ができて、情報が出ていますけれども、双葉町さんについてはまだこういう説明が初めてだという、最初のお話でございますが、やはり町にそれぞれご事情があって、説明会の開催等は、開き方が違うというふうに思っております。

まず中間貯蔵施設につきまして、なぜ双葉町に造らなければいけないのか。これは冒頭、あいさつで申し上げましたように、中間貯蔵施設自体、私ども、どうしても必要な施設だと考えております。やはりこれはどこかには造る必要がございますが、実は今まで説明会、環境省が行いました説明会に中間貯蔵につきまして大熊町さんの調査の説明会が今年の1月に開催させていただいております。双葉町さんにつきましては、当初。

参加者：なぜ、なぜ双葉町と大熊町なのかということだけを説明してください。時間足りないです。

環境省：分かりました。やはり各地から汚染土壌、あるいは廃棄物を効率的に廃棄するため、放射性物質を含む土壌が大量に発生する場所になるべく近いということ、それとこの大量の土壌を搬入、あるいは分別、減容化、貯蔵に必要な敷地面積が確保されないといかないということ、それと主要幹線道路ですね、先ほど言いましたように、運搬が大きなひとつの課題と言いますか、主要幹線道路、例えば6号線、例えば常磐道のアクセスが容易ということの観点から、まず選ばせていただきました。

参加者：じゃあ、それで選んだ、条件等で選んだのは分かります。じゃあ、中間貯蔵施設は30年後に県外に最終処分場ということの説明ですけれども、私たちの30年のことをまず考えるべきじゃないのでしょうか。あなたたちがそこに造ることが条件にとっていい町かもしれないけれども、私たちはそう思っていないんです。私たちのふるさとなんです。被害者なんです。被害者の生活を考えるのが先ではないのでしょうか。候補地としてあなたたちが決めることはいいです。それを私たちに押し付けてるわけですから、きちっとした説明をして、私たちの、今後、子どもたちのこれからの生活の拠点、先ほど言いましたけ

ども、検討しますとか、そういうことばかりでこういう説明会が少ないんですよね。被害にあったからの状況も、まったくこういう機会がないですし、いつも一方的で。分かりますか。

中間貯蔵施設を造るのは勝手なんです。国とあなたたちが。勝手に必要、必要としてるだけなんです。その説明がないですよ。さっきの町の拠点にしても、架空じゃないですか、それは。必ず戻れるという保証がないわけですから、その前の段階も被害者に対して、もう3年たってるんですね。仮置き場の件も、3年放置してるじゃないですか、現実には、福島県内に。それを急に急ぐ、急ぐ。それは自分たちの条件じゃないですか。そして健康被害がないと発表してますよね。福島において3年間、放射能廃棄物っていう高濃度の廃棄物を置いたままの状態、それでもなおかつ健康被害もないと言っているのであれば、急いで中間貯蔵施設を双葉町、大熊町に造る必要があるんでしょうか。3年たっても健康ですと。放射能の被害はないと言っているわけですから、わざわざ中間として造らないで、最終処分場っていうのをきちっと決めて、そこで造るようにしたらいいと私は思っているんですけど、私たちはとにかく自分たちがきちんと先が見えるように、不安がない日々をとにかく送りたいんです。そのことをまずしてくださなければ、中間貯蔵施設がどうか、そういう説明会はまったく要らないと思います。それは、あなたたちがすればいいんです。

環境省：ありがとうございます、中間貯蔵施設というよりも、すでに3年以上、被災から経たれてきて、中間貯蔵は中間貯蔵でそれはそれなんだけど、そのほか、それと言うよりももっと、皆さま方の将来の方法と申しますか、そういうものについてきちんとやるべきじゃないかというご指摘だと思います。本当におっしゃる通りだと思っておりますので、その件につきましては、一生懸命、私ども受け止めてやっていくしかないというふうに思っております。

ただし、それと最終処分を持っていけばいいんじゃないかというお話でしたが、これは申し訳ないですが、最終処分場、まだ決まってはおりません。決まっておりますが、先ほどおっしゃいましたように、除染がどんどん進んでおって、それはその先の中間貯蔵が見えないということで、除染も進んでいないという状況もございます。私どもとしては一刻も早く、除染の道筋を示すために中間貯蔵を造りたいと思っております。それで、その先についてはまず中間貯蔵に全力投球をして、その先を一緒に考えていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、むしろ中間貯蔵と言うよりも、先ほどのお話もそうでしたけど、やはりそういうものはそういうもので、ということでもっと別に町民の皆さんの将来とか、そういうことを考えていくべきではないかという、これは最もなお話だというふうに思っております。本当に大変申し訳ございませんが、中間貯蔵について今まで説明がないということであれば、私ども全町民の方を対象として、双葉町では昨年、全 17 回、説明会を開催させていただきまし、十分説明を尽くして調査に入らせていただいたつもりでございます。その後、調査が終わって、住民説明ということで本日開催をさせていただいておるわけでございます。開催のやり方につきましても、いろいろご意見、ございましたけれども、やはりまずこの町民の皆さま方全体に中間貯蔵の現状をまずお聞きいただきたいということで本日、説明会を開催させていただいておるところでございます。

繰り返しになりますが、中間貯蔵というよりもむしろ、皆さま方も 3 年たって、ということについて真剣に考えていく必要があるということ、われわれ受け止めさせていただきま。本当に申し訳ございません。答えになっているかどうか、またあれですけど、現在のところ申し上げられるのは、とにかくわれわれ考えますということですので、何とぞご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

参加者：今回、所有者として発言の機会がありましたので、私のふたつぐらいの願ひを述べたいと思ひます。その前に、私は 38 年間、毎年双葉町郡山の人たちと交流して、とんでもなくこの方々は優しい人たちだったんですよ。で、私がこれから申し上げたい、当然、この原子力発電事業というのは、これは日本にとって、世界中にとつてとんでもなくこれから必要なエネルギーになる。これはもう、私は確信しています。

で、このようなとんでもなく重要な事業、しかし、とても危険な事業に対して、率先して好意的に受け入れてくれて、しかしその結果、こんなえらい目に遭ってしまったと。これはさっき何度も皆さんがおっしゃったように、この事業は日本国民のため、日本国のためには絶対必要で、絶対願っている仕事なんです。これはもうはっきり認識して、今ここにいる国家公務員とか、役人の方とかこれは認識してください。これはとんでもなく重要な仕事なんです。それで、これに双葉町、大熊町の人たちは協力してきたんです。ところがこんな目に遭っちゃったと。

だからこれは、私、さっきいろいろ言っただけでも、もう十分以上の補償をしないといけません。これはもう一番、私、言いたいと思ひます。十分以上にしてほしいです。すなわち、今までこれらの人たちが、ちょっといっぱい書いたことがあったんですけど、できるだけ省略して言ひますね。これ、結局、整理しますね。

まず今の問題いっぱいありましたけど、やはり第一原発近くで、近くでやっぱりいろんなものをここで集約して、廃棄処分とかいろいろするという事は、一生懸命考えた結果で、私みたいにとても思い出が強く、けどもちょっと離れた位置から見ると、やっぱり、私もこれ以上の考えはやっぱりないんですよ。ただね、ただ今、重大問題があります。この人たちがただ追い出される、逃げなくちゃなんない、とんでもないことですよね。だから、国の責任、国民、全日本国民というのはこれらの人たち、今まで事故前に生活していた、持っていた、山林、田畑、宅地、家、それ以上、以上ですよ、今言っていることは。同じじゃないですよ。以上の対応をしてあげないといけない。これが国の責任です。とんでもなく重要な仕事なんです。これとんでもなく重要な仕事なんです。これからの日本は世界に誇れる、頼らなくちゃならない仕事なんです。

今までの火力発電というのは、もう化石燃料が10年、100年、1,000年、長くてもだいぶ延びましたが、それでも300年後に枯渇します。今から、70年ぐらい前からこの原子力発電事業というのが出てきて、これが今次第に置き換わっている時代です。いずれ50年、100年後にはこれは日本じゃなくて、世界ですよ。日本はやめても、やめなくても世界でこれは今これから300年ぐらいの間に1割から8割、9割にこれになるんですよ。だから日本はこの事業を、これは何が何でも、この世界最新の技術を持って、これを安全で、とんでもなく過剰に生み出す発電所に造り上げていかなければならないんです。

そのために、一番重要なこと、今日本で一番重要なことは、これを偶然にも大変な被害が出た人たち、好意的にとっても優しく、今福島の大葉の役場のところ見てください。今でも第一原子力発電歓迎と巨大な立派な看板が今でも立ってますね。いいですね。これだけの人たちがです。これだけ素晴らしい優しい人たちなんです。だから、いいですね。だから、この事業、絶対これからも続けちゃ、ならない仕事なんです。これはだから、環境省は胸張ってください。いいですね。環境省。それから東電の方々、大失敗しましたけども、これから。とんでもなく優しく、とんでもなく十分以上の補償をしなくちゃなんない、それを言ってるんです。だからさっきのがふたつ、それに関してだから言いたいことがあるんだよね。だから、ここ、ここで例えば50年、100ミリシーベルト以上の汚染地っていうのは30年か50年は、どうしてもこれは帰れない、利用できない。これは国際的なICRPの人たちが言ってます。ふたつ要求したいんですね。ここのところは原子力以上のところはみんな国有化するの？ 国有化するの？ そしてさっき言ったように十分以上の補償をすると。これ、国有化しないと、とてもまたぐちゃぐちゃぐちゃ、とんでもない問題がずっと残ってきちゃう。

環境省：ありがとうございます。ご質問、100 ミリシーベルトも国有化しろというお話でございますけれども、大変申し訳ありませんが、中間貯蔵施設につきましてはやはり必要最小限の敷地ということで今回、お示しさせていただいたところと考えておりますので、そこはご理解いただきたいというように思っております。

参加者：双葉町の96%で、4%で苦しんでいる行政区です。私たちは皆、将来について考えます。自分自身と愛する人にとって生活はどのようになるだろうと思案します。安心感、確実性、秩序、安定と未来図が描けなくなってしまったんです。65歳まで生活していた土地を手放してどこに流れるのか。浮き草のようです。今は京都にいます。国と東電は私たちにお願いはかりして、ご理解の下で、など立派な言葉を言っています。

そこで質問です。国と東電の廃炉計画、何年かかるか分からない。それではまず30年としましょう。3年過ぎました。あと27年です。町全体が親子そろって、さあ、双葉町、大熊町は信号が青になったよ、町へ帰って生活しよう、そうなる信じていました。いい言葉がいっぱいあるから。でも、片方でアクセルを踏んで、片方でブレーキを踏んで、今のようなグレーゾーンができてしまいましたね。今、日本はサッカーブーム、おもてなし、オリンピックブーム。私たちはそんなの考える暇ないんです。大熊町と双葉町の人、人口合わせてください。何人います？ あの渋谷の交差点を行き交う人。野球場でいる人、たった2万人そこそこの人口なんです。

例えば、30年間、信号が青にならないとしたら、あとの27年間も、27年、私も生きてはいないと思いますが、どうぞ最後まで生活の面倒を見てください。皆さんそう思いませんか？ ねえ。30年でしょ。今3年過ぎたんです。残り27年です。そしたらだいたい消えるだろう。

お願いしたいの。私も都会の暮らしをしながら、また双葉に1週間ぐらい行って生活して、また都会の暮らしをして、年に何回か双葉へ帰って生活して、それを繰り返しながら双葉のお墓に入りたいと思ってるんです。だから、頑張ってください。私たちはお願いするしかないんです。でも、おたくらもお願いするしかないんですよね。だから、そういう将来が、安定的な形が見えるまで、中間のお話はお預けです。私は。以上です。

環境省：ありがとうございます。今、京都にお住まいで、廃炉等々がもう30年かかるとしたらもう、3年は経ったから27年間だと、最後の最後まで生活の面倒を見てほしいというお話でございました。どうもありがとうございました。それが終わるまで中間貯蔵はお預けですよという、最後、非常に私どもにとって、非常に厳しいお言葉をいただいたわけで

ございます。そのご心情は、私としては察するに余りございます。さはさりながら、やはり、福島県全体の除染、現在、仮置き場に置かれております除染、仮置きはおそらくできない状況を解消するために、福島県全体の除染、復興の推進には中間貯蔵はぜひ必要な施設だと思っております。大変申し訳ございませんが、中間貯蔵は中間貯蔵で進めさせていただきたいと、私どもは強く思っております。

これ今、先ほど申されましたようにお願いする立場でございます。先ほどおっしゃいましたけど、私たちもお願いする立場でございます。最終的には用地の手当てができませんと、中間貯蔵はできません。私どもはこの施設、絶対に必要な施設だと思っておりますので、なんとか頭を下げて、お願いをして、お願いをして、ご理解をいただいて、なんとか造らせていただきたいという思いは、申し訳ございませんが、これは変わりません。ただし、いろんな方、お立場の方がございます。先ほどの発言をされた男性の方、あるいはその町内にお住まいであった方、町外の地権者の方、それぞれ立場が違います。大熊町、双葉町でもまた立場が違うと思っております。

またさらに申しますと、先ほどおっしゃいましたけど、最初の方がおっしゃいましたけれども、中間貯蔵の中の面積のほうがこれは少ないと。中間貯蔵の外の面積のほうがはるかに町にとって大きい。また、人口も先ほど2万人とおっしゃいましたけども、2万人のおそらくほんの一部の方が中間貯蔵施設の中の敷地であって、その周りの敷地の方のほうが大部分だと思っております。そういう点もいろいろあるのは私どもは重々承知はしております。それについては非常に心苦しく思っておるところでございますが、これはなんとか頭を下げて、お願いをして、ご理解をいただいて造っていくしかないと思っておりますので、大変申し訳ございませんが、私どもとしては本当に頭を下げてお願いをするしかないと思っております。

ただし、今おっしゃいましたようなお考え、私ども、一方、十分理解はできる。私は理解できます。そういういろんな、それぞれの思いをお持ちの方と、今後、お話をどんどんさせていただくなり、あるいはご理解いただいておりますなりして進めていく必要があると思っておりますので、その辺り、私ども、先ほどご理解を得たいということばかりだとおっしゃいましたが、重ねてご理解をお願いするしかないと思っております。

大変申し訳ございませんが、私どもにとってこの施設は必要な施設だと、なるべく早く着工したいと、本当に被害を受けられた皆さま方を前にして申すのは心苦しいところではございますが、なんとか進めさせていただきたいと思っておりますが、大変失礼な言い方でございますが、ご理解いただきたい。何度でも私はお願いするということでございます。

今の方のご質問に関しまして、ご返答になったかどうか分かりませんが、よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

参加者：今日は僕、初めて参加させてもらったんですけど、それで、うちの実家はちょうど国道6号線で区切られているところの、土地は6号線で要するに半分に区切られているんですけど、そこで両方になるんですよ。その基準のところですね。まず、聞きたいのは中間貯蔵っていう、中間っていう意味ですね。最終という、最終の定義。これを一番聞きたいことなんですけど、それ以前にちょっと気にしているのは、用地を選定するにあたって、もともと原子力発電所、イチエフですね。その中で放射能生成物としてセシウムとかそういったものが全部出て、その半減期がセシウムの137、そういう基準で30年ということで、ここでほとぼりが冷めるまで近くで置いておくのが一番ベストかなということで、そういう中間ということで考えてるのかどうかなんです。

もともと東京電力の敷地がいっぱいあるんだから、自分たちが出したものを、まず自分たちのところで集めてくるのが当たり前なんじゃないかと思うんですね。まずイチエフもあるし、二エフもあるし、ほかにも東電の施設があるわけですね。まず自分たちのそういう敷地で管理するっていうことが必要じゃないでしょうか。全国に散らばってしまった。国はちゃんとした情報をアメリカには説明してて、住民には説明していない。そういうところでみんなが右往左往しちゃって、最終的に管理区域ということで整理しているわけじゃないですか。

みんながこの普通に生活してる中で、病院に行ったら、管理区域ってあるわけです、放射能の。身近にあるんですよ。この自然界にあったっていっぱいあるわけですよ。それを国が勝手に基準を決めて、今そこまでだったら生活をしてるんじゃないですか。

だから、法律で決めるにしたって、最終的には分かんないですよ。そのときの閣内。だから一番最初に考えなくちゃいけないのは、そこを考えてくれるのかどうか分かんないけど、東電の敷地の中にまずそういうものを造るということを考えなかったのかということです。そこから出ていることですよ。それでその30年という中間貯蔵を30年で線引きした意味がどうなのか。最終はどういう定義で最終になるのか。その中間貯蔵ということは何もしないわけですね。そこに。集めておいて、何もできないわけじゃないですか。燃やしたって、燃えるわけじゃないですよ。

だからその、今ちょっとまとまらなくっちゃいましたけども、基本的にはまず東電の敷地内でなぜそういうものをやろうとしないのか。それと、中間と最終ってその定義を教えてください。なんでそういうふうに分けてんのか。そのふたつだけ教えていただけますか。

環境省：どうもありがとうございます。ひとつ目のご質問はなぜ東京電力の敷地、例えば第一原子力発電所などを使わないのか、という質問でございます。

参加者：イチエフじゃなくて。

環境省：イチエフとか、そのほかの東京電力の土地を使わないのかということのご質問です。これにつきましては、やはり、土壌が膨大にありまして、線量もさまざまでございます。その形態もさまざまでございます。これをやはり、大量なものになりますので、それを一元管理したいということで、相当広大な土地が、まとまった、一体としての土地が必要になると考えております。例えば、受入・分別施設、あるいは減容化施設、あるいは貯蔵施設。貯蔵でも先ほど申しましたようにいろんな貯蔵物がございまして、それとモニタリングをするということで、一体的に広い土地が必要だと思っております、それで今回、このような図をお示ししたわけでございます。

それと、最終処分と中間貯蔵の定義と申しますか、それはどうなのかと。もうひとつそれとお話関連ございましたのが、中間貯蔵というのはその間貯蔵しているだけでなんにもしないんじゃないかと。自然減衰に任せるんじゃないかと。それと密接に関係がいたしますので、まとめてお話をさせていただきたいと思いますが、中間貯蔵している間に、例えば減容化の技術ですとか、あるいは分離の技術、あるいは再利用の技術、そういうものをなんとか頑張ってみつけていきたいと考えております。

今のお話、半減期まで、例えばセシウムでしたら、137等なら全体でだいたい30年でだいたい4割ぐらいになると言われておりますが、半減期というよりも、30年ぐらいいわゆるそういう技術の開発にかかるのではないかと考えておりますので、30年間で中間貯蔵、その間に技術の開発を行って減容化、あるいは分離、あるいは利用の方法等を研究したいと考えておるところでございます。最終処分の間に何もしないということではなくて、それで減容化の技術を開発して、減容化、分離等を行って最終処分という道筋になると考えております。

参加者：実家が国道6号から海のほうにちょっと入ったところなので、引っ掛かっているところなんですけど、ちょっと私、具体的に聞きたいことがあります。まず、土地の取り扱い、住民票についてのところなんですけど、住民票のことで、私の叔母避難先で結局亡くなったんですけども、葬儀を出すときに、住民票が大熊だったものですから、時間内で焼けない。時間外で焼くという話になりました。そういうこともありますので、ここに住

民票の扱いで、売却された場合にもその土地が住所がある方の現在の住民票をそのままにしておく。こういう私、叔母のその葬儀のときに住民票はそのままにしておきたいですけども、そういうことまでちゃんと考えてほしいっていうふうですね。

それから、土地の取り扱いで賃貸借を含むさまざまな選択肢についてってあるんですけども、地権者が地主として国に貸し出して、中間貯蔵施設を造るんだとしたら、国に貸し出してずっと貸す形にして、子ども、孫まで、賃貸料をいただくみたいな形はできなのかと。売ってしまいたいという人もいると思うんですけども、先祖伝来の土地ですので、やっぱり残しておきたいと、これから先も伝えていきたいと、そういう人もいますので、そういう、租借地みたいな形で今の民法とかで引っ掛かってしまうかもしれないので、法律もちょっと特例で作っていただいて、なんとか土地を残していきたいと。私も自分が受け継ぐはずだった土地がありますので、やっぱり未練はあります。お墓もありますし。

あと、具体的に今、東京で暮らしていると、職場でももうすでに節電の意識とかなくなっていきます。誰もいない部屋の電気を私が消しているんですけども、そういうことをすること自体がもう珍しくなっていますし、『美味しんぼ』の漫画でもありましたけれども、周りの人たちというのがはっきり言って、中間貯蔵施設はもう住めなくなったところに造ればいいじゃないかと、そういう意見も聞きますし、いつまでも原発にこだわる人がいるかって、そういう意見も聞きましたし、富岡から東京の学校に通っている子どもたちが、知り合いの子がいるんですけども、「福島に帰れ」と言われたと。

周りの人たちはもう、はっきり言って過去のことみたいになっていて、これからいくら双葉町、大熊町が頑張っても、周りの日本人はもうそっちに造ればって、そういうふうになっているんだと思います。もし、そうなったとしたら、そうなったとした、さっきも言いましたように、賃貸借を含むさまざまな選択肢、これは住民のほうに有利なほうにやっていただきたいと思います。

それから、住民票のことも大熊町、双葉町の住民は、有利なほうにというか、差別を受けないような方向でやっていただきたいと思います。安心感が欲しいので、お金が欲しいとかそういうふうに分かるかもしれないんですけども、これから先々の安心感が欲しいのです。安心感が欲しいんです。子どもや孫に伝えていけるような、そういうシステムにしていきたい。そういうことです。

具体的な質問としては、住民票のこととか、土地の取り扱いとか、それからそういうふうに進んでいくのかどうかということですね。あと、30年、30年というのは今のお話で分かりましたけれども、公務員は定年が60歳で、嘱託なんかとしても65歳ですよ。そう

すると、今ここにいらっしゃる方々、後ろのお若い方々ですら、ちょっと間に合わないんじゃないかと。本当にこの気持ちのまんま進んでいくのかどうか。そういうふうにやっていただけるのかどうか。それも合わせて伺いたいと思います。終わります。

環境省：質問ありがとうございました。まず住民票の件でございますけれども、今言われたのは、土地を売って住民票がなくなってしまうという話とはちょっと別の問題として、今、避難されているところの住民サービスがしっかり受けられないという、これについても切実な問題だというふうに受け止めております。その解決策として、例えば二重住民票という話はございますけれども、これは参政権ですとか納税の義務などとも関わりますので、二重の住民票というのは総務省とも話はしておりますけれども、非常に難しいということでございます。

しかし、中間貯蔵の関係で土地を売った場合には、住民票を残せるようにする方向で今、検討しています。それから今、避難されている場での住民サービスが受けられるようにする。これは復興庁などとも相談しながら、そういう不都合が生じないようにしていくというのは、われわれの責任だというふうに考えております。

それから、賃貸借の話でございます。これもご趣旨はよく分かります。他方、話にもございましたけど、民法では賃貸借の上限が20年と決まっていたり、あるいは賃貸借というのは第三者に基本的には対抗できない。相続などがあつた後、全然関係ない人に土地を売られてしまった場合には、中間貯蔵としての安定的な管理ができなくなるという、非常に難しい問題も抱えておりますので、こういった部分も含めて今検討しているということでございます。

それから、意識の希薄化の問題。これは本当に重要な問題だと思っております。震災の記憶、原発の記憶が薄れてしまっているというのは、われわれも私も東京に住んでいて感じているところでございますけれども、こういった場で生の声を聞かせていただいて、それをまた新たに、政府内でもそういう気持ちを引き継いでいきたいと思っておりますし、30年たった職員自体が入り替わってしまう、全部忘れられてしまうのではないかというお話でございましたけれども、これは国という組織でございますので、組織として、例えば法制化については政府だけではなくて国会も巻き込んだ国としての最高の意思決定という形になりますけれども、そういう形も含めて、政府として、組織として30年間これを引き継いで、必ず実行していくということで考えていきたいと思っております。

参加者：私ですか。はい。私は先ほど4%の方のお話をしました。私は行政区長しておりました。現在もやっております。やって、まる6年なりますけど、6年間の間に東電さんといろんなやり取りの中で、私は22年の秋に所長とねいろんな話をしました。地震来んだけどどうすんだって。そうしたらば、なんと答えたと思いませんか。そういうことは想定しておりませんと。

参加者：うそだ、それは。

参加者：とんでもない話ですよ。

参加者：うそ。

参加者：私はそういうことでじかに聞きました。こういうでたらめなね、やって、そのあとの経済産業省からの、3月の8日でしたかね。これもやっぱりそういうようなことで、もう危ないよと。いつ来てもおかしくないよと、99%だよと発言は悪化するんです。そういうことに耳を傾けない東電のずるさ。国のいい加減さ。これは指摘しないではいられないんですよ。

それにもまして、中間貯蔵問題をやるまえに、私どもはあと2年と9カ月で、先の見通しっっちゃうのはそこまでしかないんです。それ以降の見通しも立てないで、立てることできなくて、中間貯蔵だけ自分たちは30年という目標を立てて、私らはどうすればいいんですか。虫けらと同じじゃないですか。こんなようなふざけた考えでこの説明会をやって、誰が承諾しますか。私は大変不満です。そういうことをこれからも閣議決定だなんだって言っていながら、ころころころころ、国会のお偉方が地元に来ていいこと言うんです。永田町に来るとみんな忘れて。こんな人をばかにしたね、許されないです。以上です。

環境省：区長さん、大変厳しいお言葉、前回もいただいたと記憶しておりますが、どうもありがとうございます。私ども、ずるいとかいい加減とかおっしゃいまして、とんでもないというですけれども、大変申し訳ございません、一生懸命、皆さま方に理解を得るべくお願いするしかないと思っておりますので、その辺りどうかご理解いただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

参加者：理解できないわ。

参加者：5月31日説明会開始から1週間、生活拠点が分断されておりますので、大熊町、双葉町の親戚、友人、同級生等、多くの人から話を聞きました。結果、国は信用できない、われわれをばかにしている、だますつもりやと。検討中だけではなんにも判断ができない、そういう声が圧倒的な声でした。

私のおじさん、おばさんも高齢なもんですから、こういう場所に来れないので、私、代わって言ってくれというようなことで、友達、同級生、親戚、この声を代弁してちょっとお話させていただきたいと思います。

まず要望事項ですけども、今、こちらに出ている皆さんも納得してないように、検討中という言葉が非常に多いですので、27年1月供用開始とかうんぬん、お話されてますけど、これにこだわらないで再度、具体的な検討結果、検討中、検討中ではなくて、金額も含めて具体的な検討結果を示した説明会を、もう一度説明会を行ってください。これが1点。

30年、先ほどの最終処分との関係ですけども、これについて、まず名前が良くない。中間というところで責任も何も曖昧で宙ぶらりんみたいな感じですから、いつそのこと最長30年貯蔵施設、10年たったらば、あと20年貯蔵施設、10年たったら、あと10年貯蔵施設というふうに改定していただいて、工程の進捗管理等を具体的に、いつどこで誰が何をやるんだということを法制化の中にきちんと織り込んでいただきたい。それで定期的に県、町、住民とに、進捗状況を説明を、進捗の説明を行っていただきたいというふうにも思っています。

用地の関係ですが、先ほど女性の方も賃貸借のほうの関係、言ってますが、私の親戚一同も先ほどの国に対してまったく信用感がないということで、うち先祖伝来の土地を売却する意思はないと。その前提として、なんにも判断できないで現時点では中間貯蔵反対だということですけども、最長30年間の賃貸借契約をしていただきたい。先ほどの、お話、ご説明で、問題があると言ってきましたけど、例えば沖縄の軍用地、あちらのほうについては20年ごとの更新をして、きちっと軍用地が継続しております。1972年5月15日の返還以降、きちんと賃貸借で九十数%が民有地です。それで行っています。

ただ、いろんな判断の中で最終的には土地を売りたいという方も出るかもしれませんが、そういう方は町、大熊町と双葉町に売却して、最長30年間、大熊町、賃貸借、国は大熊町との間、双葉町との間で最長30年間の賃貸借契約を結んでいただきたいということ。両町への土地売買代金、そういうものと土地賃借料については今後の生活再建資金ですから、上限を設けない非課税としてください。

土地の評価、価格についてですけども、これは先ほどご説明の中で、将来、回復時の現在価格という話、されてましたけども、今は二束三文だというような話の説明ですけど

も、国の安全政策に基づいて二束三文にされて、何割かに戻すからこれで納得しろということは当然納得できないので、少なくとも原発事故前の価格まで戻ったものとして算定してください。大熊町と双葉町が用地を仮に買い取るというようなことになった場合は、先ほどの自由度の高い交付金とは別に国が用地を無利息で貸し出して、毎年の土地賃借料で相殺して30年で完済してくださいということ。

あと、先ほどの極めて自由度の高い交付金についてですが、これは他県、青森県とかそういったところの臨時施設の交付金の額などを参考に、両町がしっかりと復興できる金額を具体的に示してください。

あとは、施設の安全管理についてですが、これ最後です。これについては専門の組織うんぬんとされてますが、こういうことではなく国が責任を持って直接行っていただきたいと思います。管理運営にあたっては業務管理、監督等、責任ある部署で県職員の方と、大熊町、双葉町職員の方を複数入れていただいて、外部からもそうですけど内部からも管理・監督ができるようにしていただきたいというふうに思います。

重ねて申し上げますが、現段階では何も判断できませんので、再度の説明会を強く要望いたします。以上です。

環境省：どうもありがとうございました。前回、日立の会場にお越しいたいで、同じ意見を述べられたと私、認識しております。全部が同じであったかどうかは別にしまして、ご同様のご意見を述べられたということでございます。

また、施設の安全関係ですが、これは国が責任を持って運営いたします。丸投げということではございません。これはあくまで手足として一部使うということでございます。それと用地関係、いろいろ多岐にわたって幅広いご意見をいただきました。これについては私どもご意見だということで、前回もお答えしておりましたので、そういう意見をいただいたということをしっかり胸に刻んでまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

参加者：次回の説明会での回答をお願いいたします。

環境省：まだ説明会が一巡しておりませんので、今回、私ども町のほうとご相談しながら開いておりますので、まず一巡をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

参加者：ひとつ、行政代執行的なことはやるのでしょうか。以上。

環境省：どうもありがとうございます。行政代執行をやるかどうか、われわれとにかく頭を下げて、1軒1軒お願いして歩くしかないと思っております。とにかくご理解いただきながらやるしかないと思っておりますので、その辺り、なんとか、何度でも例えばご説明にあがって、ご納得いくまで説明させていただきたいと思っておりますので。

参加者：行政代執行をやるのかやらないのか、ここで言ってください。

環境省：まだ施設の受け入れ自体がご了解いただいてない段階でどうのこうのということは、まだはばかれると思いますが、とにかくご理解を得ながら一生懸命やっていくしかないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

参加者：もう一度言ひます。行政代執行はやるのか、やらないのか。

環境省：今のところではそういうことは想定してごひません。とにかく頭を下げてお願ひするしかないと思ひます。

参加者：では、やらないんですね。

環境省：何度も申し上げますが、今のところ想定してごひません。頭を下げてお願ひするしかないと思ひます。

参加者：いや、そうじゃなくて、やらないと言ひってください。

環境省：すみません、今笑顔を見せられながら仰ひましたが、私どもなにかご納得・理解をいただひていくしかないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

参加者：いや、行政代執行的なことをやらないと言ひば、それでいいんじゃないですか。言えないんだったら、大臣、そこ隣なんで、今から引っ張ってきてこれ話させてもいいんじゃないんでしょうか。

環境省：何度も申ひます。これ以上は私ども現段階では、受け入れの話、まだ受け入れられておりませんので、そういうことでご勘弁いただければというふうに思ひます。申し訳ごひません。

以上